

第2回中野区子どもの権利擁護推進審議会  
(令和3年2月19日)

午後7時00分 開会

**野村会長**

第2回の会議ということで、対面でできれば一番よかったのですが、こういう形で開催になりました。どうぞよろしくお願いいたします。

普段はZoomを使っていることが多いので、操作に手間どりがあるのですが、滞りなくいければというふうに思います。

それでは、議事次第に従ってですが、一応確認しておくことはありますか。

**事務局(子ども・教育政策課 子ども政策調整係)**

まず、出席者は、現在12名出席しておりますので、委員の過半数の出席は満たしております。

**野村会長**

では、成立しているということで、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、議事運営の確認ということで、傍聴かな。

**事務局(子ども・教育政策課 子ども政策調整係)**

事務局のほうから説明させていただきます。資料1をご覧ください。傍聴の方は事務局の画面に資料を写しますので、そちらをご覧くださいと思います。後日こちらの資料は区のホームページにアップしますので、そちらでもご確認いただけます。

それでは資料1をご覧ください。前回審議会で確認した運営上の申し合わせなのですが、今回Webで開催するにあたりまして、赤字の部分を追加させていただきました。1の(3)ですね。Webでのリモート審議会を傍聴する場合は録音ですとか、画面のスクリーンショット、録画などはしないでいただきますようお願いいたします。また、傍聴の方はマイク機能とビデオ機能はオフにさせていただいて傍聴していただく形になりますので、よろしくお願いいたします。

それと3の(1)で、Webでのリモート審議会について、中野区の子どもの権利擁護推進審議会条例の第6条で定める審議会として、Webでのリモート審議会も含むものとし、それと3の(2)としまして、音声のハウリング防止のため、委員は発言する際はマイク機能をオンにさせていただいて、それ以外ではマイク機能をオフにさせていただきたいと思います。以上でございます。

**野村会長**

今の映し出していただいていますけれども、運営上の申し合わせについて何かございますか。よろしいですか。

これで見ている画面というのは傍聴の方も入っているという意味ですか。

**事務局(子ども・教育政策課 子ども政策調整係)**

傍聴の方入っていただいています、今、傍聴の方8名いらっしゃいます。

**野村会長**

入っていただいて、ここの画面にはあるけれども、要するにビデオと音声は隠れていると、そういう理解で。

**事務局**

おっしゃるとおりです。

**野村会長**

ありがとうございます。

運営上の申し合わせについて以上でよろしいでしょうか。いいですかね。ここでもたもたしていてもしょうがないので、これで進めていければというふうに思います。

それでは議事のほうに入っていきたいと思いますが、前回の復習というか、前回共有した内容、課題について資料2があるので、事務局に整理していただいたものですが、それを見ていただければと思います。大丈夫ですか。

これ、どうしますか。一応概要を事務局のほうから説明していただけますか。

**事務局**

それでは説明させていただきます。第1回の審議会が12月21日に開催されまして、そこで出たご意見をまとめたものが資料2になります。一つずつ確認させていただきます。検討用資料として前回の審議会のときに、区のほうで行った実態調査のデータなどをお示しさせていただきました。その際に委員の皆様からいただいた意見として「ほっとできる居場所がない」と答えた中学生が3%もいるということがやっぱり課題ではないかという声がありました。それと「子どもから遊び・憩いの環境」で区内の公園は物足りないと思う子どもたちが3割程度いるというご意見が出ました。中野区は共働き家庭が多いので親が帰ってくるまで子どもは孤立している時間があるのではないかとといったご意見ですとか、あとはほかの人に相談したり、話したりする頻度について、中野区はスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーが物足りないのではないかとのご意見がありました。また、高校生世代の実態を把握できていないというご意見ですね。中学生は居場所があまりないというご意見と、「子ども本人のサービス利用意向」について、困窮層と周辺層の利用意向が高いことを考えると、やっぱり学校という場をもっと柔軟に活用できるといいと思うといったご意見をいただきました。

場所の利用意向がアンケート結果として出ているので、私たちはそれを聞いていかないといけないのではないかというご意見が出たり、子どもの意見表明権の前に聞いてもらう権利があるということが大切であって、聞いてもらわないと子どもは話さない。聞いてもらう場所があることを捉え直していかないといけないというご意見ですね。困窮層の中学生の授業の理解度の数値が低いというのがやっぱりデータから見てとれたので、中野区でも貧困の問題が深刻だと思うといったご意見が出ました。

それと普段委員が感じている子どもを取り巻く環境ですね。こちらについては何個かピックアップしてご紹介しますが、子どもは困っているときに相談できない場合が多い。困ったときにSOSを出せるように普段のつながりが大切といったご意見ですとか、相談機関として、「子どもの人権110番」などがありますが、ハードルが高いのではないかといったご意見がありました。

3ページに見えてきた課題として、事務局のほうで八つまとめてみました。これが前回の審議会に出た課題としてまとめたものになりますので、これで皆様からご意見をいただければと思っております。以上です。

#### 野村会長

ありがとうございます。居場所についてご指摘いただいたのが結構多かったと思いますが、見えてきた課題で中高生の居場所がないであるとか、ほっとできる居場所が必要であるとかいうこと、それから虐待や貧困などの困難を抱える子どもがいる。孤立、孤独を感じる。孤独の話も結構ご指摘あったように思います。それから公園の改善、これは中野区に限らず結構いろいろところで言われたりもしますけれども、ご指摘ありました。

それから学校環境の改善が必要ということもいろいろ。家庭や学校以外の相談、支援体制が必要、子どもの意見を吸い上げる場所が少ないというようなご指摘がありましたけれども、前回の振り返りということもあるのですけれども、何かお気づきの点があればご指摘いただければと思います。

これなのですけれども、中野区の現状ということで、報告書を最初に多分書かれるのだと思うのですよね。それで、今日追加でいろいろご指摘をいただいた上で、先走って申し訳ないのですけれども、資料の5というところに今後のスケジュールというのがあって、第5回、こんなに会議が少ない会議もどうかと思ったりもするというのはあまり言わないでほしいということをおっしゃいましたけれども、第5回で答申のたたき台の整理というところが入ってきます。いずれにせよ、中野区の現状を踏まえるということとはとても大事なことなので、この第5回

を待たずになるべく早くこのところを文章化していただいて、それを皆さんに見ていただくということはとても重要であるかと思えます。

なので、今回はいろいろご報告をいただいた上でご指摘をいただいた。それを見て感想を言っていた。それから現場で皆さんが感じておられることをご指摘いただいた。それをまとめたのが資料2ということで、前回のことも思い出しつつ、更にご指摘があれば出していただいて、これ、箇条書きで報告書に載せるわけにはいかないの、少し事務局のほうで中野区の現状ということ、委員のご指摘も踏まえて書いていただくということになるかと思えます。それはこの会議を少なくした分の責めを事務局に負っていただく必要があるのですけれども、4月20日などと言わずに、3月中にこれを出していただくと助かります。いいですか。

#### **事務局(子ども・教育政策課 子ども政策調整係)**

早急に報告書の形にして、皆様に確認いただけるようにさせていただきますので。

#### **野村会長**

多分データであるとか、いろいろなものが、表であるとかも入ってくると思うのですけれども、そういうものを見て改めてご指摘をいただく必要があると思いますが、今この段階で何かご指摘がある方がおられれば、ぜひご指摘いただければと思います。いかがでしょうか。発言される方は発言してください。

#### **松山委員**

今、野村さんからご確認をいただいている件は進め方というところでよろしかったですか。

#### **野村会長**

進め方を念頭に置いた上で、中野区が抱えている課題についてご指摘をいただければということなんです。

#### **松山委員**

ありがとうございます。1点だけ今日の資料のほかの資料の中でも、別の委員の方がご指摘くださっている点ではあるのですけれども、見えてきた課題の横軸が……縦軸になるのかなと思うのですが、やっぱり多様な子どもがいるというところで、例えば居場所が少ない、ほっとできる居場所が必要というところも誰にとってというところが、大分課題感が違うのかなと。例えば外国ルーツのある子どもですとか、障害を持っている子ども、学校に行っていない子どもの中でも不登校の子という形の子もいれば、療養中だったり、フリースクール、ホームスクール、別の形の学びを行っている子、それから法律に抵触した子どもとか施設とかおうちを行

き来している子ども、離別、死別した子ども、ヤングケアラーに当たるような子ども、本当にいろいろな人たちがいると思うので、一つ一つの課題のところと、誰にとってかというところを目配りしながら、これを考えていけたらいいなと思いました。ありがとうございます。

**野村会長**

ありがとうございます。そういう課題を抱えたお子さんのデータというのは事務局として把握しているのでしたっけ。例えば日本語を母語としない人たちの人口割合であるとかいうのは、中野区でデータを持っているのでしたっけ。

**事務局(子ども・教育政策課 子ども政策調整係)**

データを探してまた整理して、審議会の中でお示しさせていただこうかなと今思っています。

**野村会長**

いずれにしてもこういうふうにご指摘いただいていることというのは、データがあつたりなかったりするのだと思うのですけれども、条例ができた後の重要な課題として、定性的に子どもたちの状況をきちんと把握できるようなデータの収集の方法というのもとても大事だと思うので、課題と併せてそういうデータがあるのかなのか、なければ、今はないけれども今後は集めていくということは気に留めておく必要があるように思います。

**事務局(子ども・教育政策課 子ども政策調整係)**

ありがとうございます。

**野村会長**

今ご指摘いただいたことのデータの裏づけがもしあればご用意いただければと思います。いずれにせよ、ご指摘いただいたことはとても重要なことかと思えます。

ほかにいかがでしょうか。大丈夫ですかね。大丈夫だということでもよろしいでしょうか。大丈夫だということで、この辺データとともに事務局に書いていただくということが、とても必要だと思えます。

それでは先に進んでおきたいと思えます。議事の3、権利擁護の考え方の検討という、ざっくりした議題。

資料の3になりますでしょうか。前回いろいろな自治体の子どもの権利条例、あるいは子どもの条例というのがあるけれども、それぞれお気に入りのものを挙げていただいて、どうしてそれを挙げたのかということも考えてきてくださいというような宿題をお願いしたかと思えます。

議題としては権利擁護の考え方の検討というふうになっていますけれども、私たちがどういう条例をつくっていくのかということのイメージにもなりますので、このところを少しご議論をいただければと思っています。資料3が川崎市、世田谷区、川西市、西東京市、その他ということで、皆さんからいろいろご意見をいただいているかと思えますけれども、どうして挙げたのかということのご紹介かたがた、少しご議論をいただければと思っている次第です。

これをどういうふうに進めていくかということなのですからけれども、どうしますかね。どうでもいいのですが、誰からでもという言いにくいのかな。私の手元に皆さんのご発言をまとめたものがあるのですが、相川さんがお2人いるのですけれども、相川弁護士がなぜか一番上のほうにあるので、オンブズパーソンのお話を指摘いただいていると思えますけれども、少しご紹介いただけますでしょうか。

#### **相川委員**

皆さん、聞こえますでしょうか。私、今ご紹介いただいたように川西市の子どもの人権オンブズパーソン条例の一番上のマスのところですね。そこを宿題で出させていただいたのですが、これを何で選んだかということ、ここにも書いたとおりで、川西市のオンブズパーソン、やっていらっしゃる実践がすばらしいと思うのです。結局どういう条文をつくるかということはそれで終わりではなくて、そこでどういう実践を展開できるかということだと思いますけれども、そのときのオンブズパーソンのスタンスというのですかね。その定め方がすごく的確なので、その後の活動というのが非常にうまくいっているという面はあるのかなと思ってここを挙げました。やっぱり子どもというものをどう捉えるかとか、子どもの権利をどう捉えるかということと関係してくると思うのですけれども、どうしてもオンブズパーソンだとか、あるいは権利擁護機関なり、あるいは第三者機関みたいなものをつくるというときに、公平性とか中立性とかって言われ方をすることがあると思うのですけれども、子どもの問題ということになると、やっぱり対象ではないとか、対等ではない部分というのがあって、前回の議論でちゃんと聞かれる、話を聞いてもらうとか、聞かれることが大切だとか、ちゃんと受け止めてもらうところがないと発言しても難しい。そういうようなあたりのところを踏まえての、子どもの利益の擁護者とか代弁者というところをきちっと位置づけるということがすごく大切なのかなというところでここを紹介させていただきました。言葉が足りないかもしれません。とりあえず私の説明、宿題についての説明としてはそんな感じです。野村さんの質問に答えられているでしょうか。

#### **野村会長**

ありがとうございます。同じく救済の観点を取り上げていただいたのが、宮川さんもそうですかね。宮川さんはいらっしゃいますでしょうか。

#### 宮川委員

やっぱり運用自体がどういうふうになっていくかということが大切だと思うので、第三者機関みたいなものを置いていただいて、その適正を管理していくというのが必要かと思うのですけれども、そういう観点から挙げさせていただきました。

#### 野村会長

ありがとうございます。あと、松山さんですかね。川西についても触れて、ご指摘いただいていますか。

#### 松山委員

ありがとうございます。松山です。川西市の第4条から9条に当たるところで、やはり役割をそれぞれのステークホルダーの役割を決めて、実行するための行動計画を決めて、常時協議をしたり、勧告をしたりする機関もある、必要があるのだけれども、個別の問題、子どもからの訴えですとか、に対する即応性を担保された独立した機関も必要だなというところで、これはとてもいいなと思って挙げさせていただきました。特にほかの自治体でもあったのです。同じような機関はあったのですけれども、川西市さんのほうでは市長の付属機関であるということでも、独立性の担保という意味でもいいなと思いました。ありがとうございます。

#### 野村会長

ありがとうございます。この救済機関の問題については、第4回、3月30日の会議で一応やる予定になっているのですけれども、皆さんにもご興味があれば調べていただければというふうには思っているのですけれども、私、西東京市の子どもの権利擁護員を現在やっています。職業柄というか成り行きの方が多いのですけれども、いろいろな第三者機関も実はやっています。それははじめの第三者機関の問題もあるのですけれども、それ以外に例えば行政不服審査委員会であるとか、情報公開個人情報保護不服審査会であるとか、あるいは何たら審議会だとかというのは結構いろいろやっているのだけれども、第三者機関ということにくっってしまうほど実は単純ではないなというふうには思っているのです。例えば、松山さんのご指摘の中で、この川西市のものがいいなという根拠として、調査・評価する機関とは別に個別の救済の申し立てに対応する機関なのだという、そういうご指摘が書かれているのですけれども、例えば個別の救済からの、個別の申し立てからの救済ということになると、例えば行政不服審査会でもそうなのです。要は行政不服審査法に基づいて申し立てをして、それを審査会



が判断をするということなのだけれども、それは要するに行政が言っていることが正しいのか、正しくないのかということを経法に基づいて判断するということなのですから、一方で、子どものこういう救済機関というのはそれと同じかと言うと、全然多分違うのだと思うのです。そういう違いというのをきちんとクローズアップさせていって、どういう救済機関を私たちは持てばいいのかということ、やっぱりちゃんと考えていかなければいけないかなというふうに思っています。なので、私としても考えるところはあるので、お話をする機会も多分あると思いますし、この中でもいろいろご存じの方もおられるので、そういうご意見もぜひお聞かせいただければと思うのですけれども、本格的には3月30日にそれが用意されているので、そこでいろいろお話ができればというふうに考えています。

でも、これとても大事な子どもの権利条例をつくる際の標準装備の一つというふうに考えていいかなと私は思っているのですけれども、皆さん、どうですか。「どうですかね」と言って、「いや、それは違うと思います」という人はなかなかいないかもしれませんが、一応そう思っています。そんな感じでよろしいでしょうか。一応、標準装備の一つとして考えておきたい、オーケーですかね。ということで本格的には3月30日を目処に少し議論を深めていければと思います。

それが一つですけれども、それから次の話として。

#### 事務局(子ども・教育政策課 子ども政策調整係)

齋藤さん今発言されるそうです。ご発言いただきますので、少々お待ちください。

#### 野村会長

よろしくをお願いします。

#### 齋藤委員

ありがとうございます。今の救済機関についてなのですから、行政不服審査会申し立てと、子どもについての救済機関には違いがあるということなのですから、一体どういうところが違うというふうに考えていらっしゃるのかお聞きしたかったのです。

#### 野村会長

ありがとうございます。3月30日までにゆっくりとお話すればいいかなというふうに、気楽に考えていたのですけれども、先ほど相川弁護士から少しご紹介いただきましたけれども、川西のオンブズパーソン条例の中に、子どもの利益の擁護者及び代弁者として、公的良心の喚起者としてと、非常に難しい言葉が並んでいるのですけれども、行政不服審査会の第三者委員会というのは、例えば申立人の話を聞いて、行政の言っていることが正しいか正しくないか

ということを判断するという役割だと思えるのですけれども、この子どもオンブズパーソン、あるいは救済機関というのは、要は子どもの立場に立って子どもの声を届けていく。あるいは子どもの声を代弁していくということだと思えるのです。そうすると、中立、公平ではないのだと思えるのです。つまり、子どもの立場に立ち切るということだと思えるのです。

例えば西東京の子ども権利擁護員なんかをやっている、大人から相談があったりすると、結構大人の議論に巻き込まれてしまうことが多いのだけれども、やっぱり子どもからちゃんと話を聞いて、子どもがどう考えているのか。子どもがどういうふうに解決したいというふうに考えているのか。多くの場合いろいろ起こっている問題というのは、例えばみんな子どものためにとあって、親は相談して来たり、学校の先生も子どものためにとあつたりしている。だけれども、子どものためにという解決イメージというのが、保護者の場合、先生の場合、あるいはスクールカウンセラーもいるかもしれません。それから子ども、それぞれ実は微妙に違って、皆さんも多分ご経験があると思えるのですけれども、大人がよかれと思っている狭間の中に置かれて、子どもがかえって追い詰められるということがあるのだと思えるのです。

#### 齋藤委員

子どもの最善が大人の最善ではないと。

#### 野村会長

そういうことです。その意味で、子どもの救済機関というのは、子どもがどういうふうに考えているのか。子どもがどういうふうに解決したいのかということをよく聞いて、それを実現していくという、そういう役割があるのかなという。それが子どもの代弁者ということ、あるいは権利の擁護者ということになるのだと思えるのですけれども、それは翻って考えてみると、行政不服審査委員会の中立性とか公正性ということとは、また全然違うお話だなということ、やっつけてやっぱり気がつくのです。

#### 齋藤委員

そうですね。これって要するにアドボケーターみたいなことなのかなと、私は聞いていて思ったのですけれども、アドボケーターというもので、子どもの要望を聞いて、それを持ってみんなに伝えていくというようなことであって、例えばそれをこういうふうにしたほうがうまくいくのではないとか、法的に言ったらこうなのではないか、そこのすり合わせが微妙なのかなと思っているのですよね。

ただ、実際子どもが困っている場面に出くわすと、むしろきちっと法的に守られていない状況がすごく多くあるので、子どもの人権を守るためには法的に守ることが必要だと思

います。児童福祉法改正になって、何でこれが今でも現場レベルで運用されているのだろうかという状況があったりするので、これは別というふうになるのは、ちょっと私としては違うかなと思うのですよね。

**野村会長**

行政不服審査会の場合には、申立人の代弁をするということはないのです。

**齋藤委員**

わかるのです。法的にというところに私は引っ掛かっています。

**野村会長**

それはちょっとどこかに置いておいていただいているのですけれども、もう少し厳密に言うと、3月30日がいいというような。

**齋藤委員**

わかりました。ただ、その違いがわからないと、この先進んでいくときに理解がうまくいかないなと思ったので聞きました。もし、あれだったら別に時間とっていただいても構わないです。

**野村会長**

もう少し厳密に言うと、こういう子どもの救済機関の役割というのは多分二つあって、一つは子どもの申し立てに基づく救済という個別救済と、それからもう一つが子どもの個別的な問題から発生したり、あるいはそうでなかったりする場合もあるけれども、制度改善を促すという、多分二つの役割があると思うのです。

ヨーロッパなんかで、例えばノルウェーが一番世界で最初だと言われていますけれども、北欧型のオンブズマンの形を見ると、申し立てに窓口が開いているけれども、基本的には制度改善を果たすというのが法の仕組みになっています。

だから個別的なものの救済を必ずしも図るわけではないという。個別からの申し立てはあるのだけれども、基本的に制度改善を図るのがオンブズマンの発祥のところですよ。

**齋藤委員**

では、個別救済ってどうなのですか。

**野村会長**

個別救済というのはその子どもが解決にいくまで寄り添って、いろいろ調整をしたりという、そういう。日本の場合は川西が最初だったということもあって、個別救済が非常に重要視される、そういう仕組みになっています。

**齋藤委員**

なるほど。ということはオンブズマンというのは基本的に個別救済というよりも、理解が間違っていたら申し訳ないのですけれども、個別の申し立てに基づいて制度を変えていくというほうに本当は重きを置いているということなのですね。

**野村会長**

本当はというのはないのですけれども、北欧型のオンブズマンは大体そうです。

**齋藤委員**

日本では……。

**野村会長**

それで、もう少し言うと、日本以外が割と各国多いのは、国に置かれているオンブズパーソン、オンブズマンであったりすることが多いのだけれども、逆に日本は国家レベルにはなくて、自治体レベルで発展してきているというのに大きな特徴があります。

**齋藤委員**

特徴としてはわかったのですけれども、日本はどちらに、例えばこういった形でオンブズパーソンというのは枠割を果たしているのかなという。

**野村会長**

日本は自治体オンブズマンで、たしか川西市が始めたということがあって、申し立てに基づいて個別の紛争事例であるとか、課題というものを調整したり解決していったりするというのが多分多いのだと思います。

**齋藤委員**

そういうことなのですね。ありがとうございます。

**野村会長**

ただし、川西市も個別救済だけではないのだということをはっきり言っていて、むしろ個別救済から問題になっていることというのが子ども全般に関わることもあるので、制度改善というのがとても大事だというふうに川西市は言っています。

**齋藤委員**

大事だと言ったけれども、それを実際にやるということとはまた違うのですか。

**野村会長**

いや、やっています。

**齋藤委員**

やっている。ありがとうございます。

## 野村会長

ただし、ほかの自治体というのは川西をモデルにしてオンブズパーソンを置いていっているのだけれども、どちらかと言えば制度改善というのが横に置かれていて、むしろ個別救済型のところが多いように思います。

## 齋藤委員

そうなのですね。ありがとうございます。

## 野村会長

個別救済にあたっては、やっぱり子どもに寄り添って、その子どもがどういうふうに解決したいのかということをきちんと聞いた上で、子どもに先回りすることなく、子どもと一緒に考えながら解決をしていくというのが基本的なスタンスになっているのかなという。そんなふうイメージしています。

## 齋藤委員

すごくよくわかりました。ありがとうございます。

## 野村会長

ありがとうございます。以上がオンブズパーソンで、またまとめていろいろイメージができればと思っています。

それから、いろいろご指摘があるのですけれども、瀧本さんかな。行動計画だとか、大人の役割ということについてご指摘があると思うのですけれども、少しご紹介いただけますでしょうか。

## 瀧本委員

条例を読みながら、子どもの人権の条例を様々伝えるにあたって、大人がまず子どもには人権というか、権利があるんだよということをしっかりと理解をしていくことも大事なのかなというのをすごく感じて、前文の中で大人の決意というか、子どもの権利を守っていくというような決意を述べられているところが幾つかあったので、そこがすごくいいなというふうに思ったのと、あとは川崎市とか世田谷区とかいろいろと条例がある中で、しっかりと子どもの居場所の確保が明確にうたわれていたりとかするところもとてもいいなと感じました。しっかりと子どもの権利を守るために、具体的な行動計画を区としてしっかりと定めているということもすばらしいなと感じました。

## 野村会長

大人の役割についてご指摘をいただきましたが、これ、松山さんもお指摘をいただいている

と思いますし、窪寺さんもですかね。西東京市のことを挙げておられたのはそういうことだろうと思うのですけれども、この大人の役割というのかな、行政の役割というか、要するに子どもと関わる様々なアクターがいると思うのですけれども、その人たちの役割ということについて、特に何かこういうことを盛り込んでおきたいということのご指摘があると、出していただければいいかなと思います。

今、居場所のお話がありました。それから、多くご指摘があるのは貧困の問題ですかね。貧困の問題についてのご指摘も多かったように思います。ほかに何かお気づきの点があれば出していただければと思います。いかがでしょうか。と言ってもなかなかないですかね。

#### **田谷委員**

恐らく子どもの意見をどう取り入れるかというときに、川崎市と記憶しているのですけれども、子ども会議か何かが設定をされていたと思いますので、もちろん代弁することも大事なもので、それを設置するというもの大事なのですが、子どもの意見を実際に聞くと決めた場所を設定するのもいいかなと思っているので、そういった子ども会議みたいなものも設定していただくと、子どもが意見を言う場として認識できるかなと思うので、ご検討いただけたらと思います。

#### **野村会長**

ありがとうございます。ちなみに中野区ではそういう子どもたちの何か動きとかというのはあるのですか。

#### **子ども・教育政策課 子ども政策担当課長**

二つ、思い浮かぶものがありまして、まず一つ目は中高生の子どもが対象なのですけれども、ハイティーン会議という事業がありまして、中高生の子たちを募集して、その子たちで集まって自分たちの関心のあることを調べて、最後に発表会をするというような事業が一つあります。

もう一つは、区長と児童ですね。児童、生徒のタウンミーティングと言う形で、区長が小学校と中学校に出向きまして、そこの子どもたちと意見交換をするというような取組をやっております。今思い浮かぶのはその二つです。

#### **野村会長**

ありがとうございます。とても重要なご指摘だと思います。子どもの意見表明ということはどう受け止めていくのかという、区としての仕組みですかね。例えば川崎の話を少ししておくと、川崎の条例ができる前ですけれどもね。もともと川崎が子どもの権利条例をつくるという

ような動きになっていった一つのきっかけとして、金属バット事件というのがあったんだな。ご存じですか。金属バットで親を、というそういう話があって、そのときに今まで川崎は子どもや学校の問題を一生懸命やってきたのに、どうしてこういうことが起こるんだということについて、真剣に議論がなされていったということがきっかけだったというふうに聞いています。

そういった中で、地域教育会議だとか、中学校区単位かな、で地域教育会議というのができ上がって、そこには保護者であるとか地域の人であるとか、そこに子どもが参加するような仕組みというのも、これは地域教育会議ごとに多分違ったと思いますけれども、やっていったという、そういうことがあります。

そういった中で、子どもの権利条例がつくられるという段階の中で、やっぱり子どもの権利条例の中の条約12条の意見表明権はとても大事なので、条例をつくる際にも子どもの参加ということを大切にしようということで、非常に大掛かりな会議体を検討委員会というのが非常に大きな会議体で、その下に条例検討委員会という部会みたいなのができ上がっていたのですけれども、特に検討会議については、大人と同じだけの子どもの委員も入れるのだと、それを、子ども委員として入れるということで始めたのですね。

それで、子どもとパートナーシップということを前提に様々なやり取りをし、条例の検討委員会の中でも、今の子ども会議の前身である子ども会議の子ども委員たちともいろいろやり取りをして条例案をつくっていったという、そういう経緯があります。

そういった中で、やっぱり自分たちのことについて、仕組みができ上がっていくということについて、ちゃんと自分たちが意見を言う必要があるのだという、そういう雰囲気と仕組みを徐々につくっていったというのがあるのです。なので、子ども会議をやりますと言って、ではすぐできますか、という、なかなか難しいところがあるので、また、これ言うと事務局が困ったなという顔をすると思うのですけれども、5月か6月ぐらいまでに報告書をつくって、条例をいきなりつくってしまったという。それつくってしまった子どもどうするのと言ったときに、そんなのいつの間につくったのみたいな話になってしまうと、子ども会議をつくっても誰もそこに興味を持ってもらえないというようなことも起こったりします。そういう意味で、この会議はあとで何を子どもたちに聞くのかということとも関連しますけれども、子どもたちがやっぱり自分たちの意見が反映されていくのだという実感とともに、そういうものをつくっていくということがとても大事ななと思いますので、後の議題の中に、子どもたちからの意見をどういうふうに聞くのかという話があると思うので、そういうことと併せて子ども会議を、模擬的にでも例えばやってみるなんていう話はどこかでやってもいいかななんていうふうに思ったりもし

てしまったりしているのですけれども、そんな感想を持ちました。どうもご指摘ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。今条例の標準装備の一つとして、大人の役割ということと同時に子どもの意見を聞くための装置というのかな。それとして子ども会議というものがあつたらいいのではないかという、そういうご提案でした。ほかにいかがでしょうか。

どなたかしゃべっていただかないと、私延々と1人でしゃべっているという、大変得な性格なので、どうでしょうか。大丈夫ですかね。そんなことをイメージしましょうかね。そういうものをつくっていくという。

それから、この議題の最後にと言ったら何なのですからけれども、ぜひ皆さんに今日決着をつけてもらいたいことが一つあります。例えば先ほど意見表明と意見を聞くという。これ、川崎の中でも、君たちには意見を表明する権利があるというふうに鼓舞して言ったところ、意見を言うのはいいのだけれども、聞いてくれる人が必要なんですよとか、非常にドライ、クールに言われて、それはそうだよなとか思ったとかいう、そんな話があるのですけれども、子どもの意見表明の問題であるとか、あるいは子どもの貧困の問題というのもあるし、それから居場所の問題ということもある。あるいは学ぶもそうなのだけれども、例えば遊ぶであるとかということもある。そうすると例えば子どもの権利というもののカタログというのですかね、というものを条例に載せるかどうかというのは一つの選択肢だと思っています。皆さんはどういうふうに考えていますでしょうか。それぞれ皆さん、ご指摘をいただいているようには思うのですが、どうだろう。瀧本さんが結構まとまって書かれていますかね。いかがでしょうか。

#### 瀧本委員

まとまって書かれていましたでしょうか。さっきお話しさせていただいたような内容ではあるのですが、とにかく難しい文言ではなくて、正直子どもの人権という、人権という言葉を使っただけで大人も遠のいてしまうところも正直あるので、わかりやすいような言葉であらわしている世田谷区だったりとか、あとはどこでしたかね。西東京市も大人の決意で、子どもの権利と守るというところではわかりやすく書かれているところがいいなと思いました。

先ほど子どもの意見を表明する機会ということで、田谷委員のほうからお話があったのですが、私もそれすごくいいなと思っていて、学校で協力をしてもらえれば、川崎市で子どもの人権の、権利の日みたいなのが決まっているというのが書かれていたので、そういうのも中野区で決めても面白いのかなと思って、その日の周辺で、子どもの学校の授業の中で、人権があるということを低学年レベル、中学年レベル、高学年レベル、中学生レベルみたいな感じで、レベ



ルで授業の内容を考えていきながらやっていくのも、子ども権利の日を制定する意味もあるのかなというのはすごく感じました。あとは、そうですね。そんな感じでよろしいでしょうか。

#### **野村会長**

ありがとうございます。この子ども権利の日も結構議論はあって、例えば条例の制定の日にするかとかいうような話があったのですけれども、11月20日にしているのですね。これは国連で子どもの権利条約が採択された日が11月20日なので、その日を子どもの権利の日としますというのが川崎市の条例です。その趣旨はいろいろ自治体で子どもの権利条例が出てきたときに、子どもの権利の日というのを11月20日にいろんなところで定めてくれば、一緒にそういう子ども権利の日ということをイベントも含めてできるのではないのみたいな話もあって、子どもの権利の日を、条約採択の日にしています。

一方、中には子どもの日にしたらどうかという話もあるのだけれども、これはいろいろ意見があります。つまり、子どもの日というのは男の子の日ではないのというのがあって、3月3日との関係で。それを子どもの権利の日にするというのはどうなのという話があります。なので、むしろ条約採択の日がいいのではないのかという意見は、こういう条例をつくってきたところはあって、子どもの権利の日を定めているところはそういうところが多いように記憶はしています。

あと、どうでしょう。ほかに何か、齋藤さんかな。

#### **齋藤委員**

先ほどからこの話をいつのタイミングですればいいのかと悩んでいたのですけれども、中学校のほうで子ども会議というような形で、子どもの権利条例についてだったり、子どもの権利条約についてですかね。考えるような機会、みんながそれぞれ子どもの視点でものを言う機会というのをつくりたいなということも、私自身が中学の先生と相談いたしまして、SDGsをちょうど勉強している娘もいましたので、学校の中でそういったことができないかということでお話が進んでいます。

#### **子ども・教育政策課 子ども政策担当課長**

今、齋藤さんにご紹介していただいたのは、中野区の区立の中学校の2年生の学年で、子どもの権利について学んで、自分たちにどういう権利があるのかというのをアウトプットするような機会を学校の授業の中でやっていただけることになりました。3月になりますけれども、授業の1コマを使ってそういうようなワークショップ形式のものをやりたいと思っていて、この後の議題で子どもにどういうふうに意見を聞けばいいのかというのを皆さんのご意見も

踏まえて、こういう聞き方がいいのではないのかというのをこの後またご議論いただきたいと思います。その設問についても、授業の中で最後に中学生に考えていただいて、それぞれ自分の意見を最後に出していただいて、それを我々のほうでも取りまとめて、可能であれば審議会の中でもまた共有させていただけたらなと考えております。以上です。

## 野村会長

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。SDGsの考え方を条例の中に反映するかというのは、今の時代は結構重要なこと。どこを反映するのかという問題はあるのだけれども、誰1人取り残さないという、そういう意味合いもあるので、そういうことを盛り込んでいくというのも重要なことだったりしています。ほかにご指摘はありますか。

私が特に端的に聞きたいのは、子どもの権利のカタログというのかな。例えば川崎市の条例を見ていただいたかと思えますけれども、七つの権利にまとめているのですね。一方ユニセフは四つの権利です。その他の幾つかの条例の中で、幾つかの権利にまとめているというのがあるのですね。

ところが一方で、西東京市の条例を見ていただければわかるとおり、そういう権利のカタログというのが必ずしも記載されていない。ただし、子どもの権利に無縁かという決断ではなくて、前文の中で子どもの権利条約の精神にのっとりみたいなの、そういうことが、この条例を定めますということがあって、幾つかのところに子どもの権利条約の考え方というものが反映されている部分がある。

そういう意味で、川崎、例えば西東京を対比して見たときに、子どもの権利のカタログというものを七つの権利であるとか、七つでなくてもいいのですけれども、わかりやすい形で権利というものを、子どもの権利というものを挙げるかどうかということ。もう少し違うタイプで言うと、川西市のオンブズパーソン条例というのは、これは個別救済条例なので、総合的な条例ではなくて、救済を念頭に置いている条例ですが、必ずしも子どもにはどういう権利があるということをやっているわけではない。

そうすると、この条例の中にそういう権利のカタログを盛り込むかどうかということは、一つの選択肢かなというふうに思っています。これについて皆様のご意見をお伺いできればと思います。

どうでしょう。Web会議だとどの方が発言しているとか、していないとかあまり目配りできないので、ぜひ、いろいろご発言いただければと思います。どなたかな。斎藤さんが私から見えますが。

## 齋藤委員

子どもの権利のカタログを盛り込むかどうかということなのですけれども、やっぱりこれって結局、子どもに子どもの権利条例というものを明確にわかってもらえる第一歩になるのかなと私は思います。子どもの権利と言われても、大人もわからなければ子どもも実はわからない部分が多く多いので、こんなことは、あなたは守られるんだよというのが明確に見えるというのは、子どもの視点で考えると、あっ、これってだめなことなんだ。これは嫌だと思っていたけれども、嫌って言うていいんだなというのがわかるアイテムになるかなと思います。

## 野村会長

ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。どなたか手を挙げておられますか。松山さん。

## 松山委員

松山です。ありがとうございます。ほかの自治体の条例に関する意見、いいなと思ったところで挙げさせていただいた、事前の資料で挙げさせていただいた点は盛り込みたい点として、意思表示をさせていただいたというふうに思っていていいのかなと思いながらいたのですけれども、もし違ったら事務局の方、ご指摘いただきたいのですが、その中でもいろいろ意見皆さんも出されているのですけれども、今日の会議が始まって、5月までには子どもの意見表明の場があってもなくても、この条例の素案に関する答申案というのを出すことになっているのかというのを発見をしたところではあるのですが、そういったスケジュール感があるのであればなおさらのこと、検証ですとか、検証の中に子どもも入ってもらうことですか、最初の計画また施策、打たれた施策が実際に子どものニーズ、権利の実現のために即しているのかということの評価したりする、見直したりするというステップも中に入れ込むということが必要になってくるかなと思いました。ありがとうございます。

## 野村会長

ありがとうございます。そうですね。このタイトなスケジュールの中でどういうふうにそれを仕組み立てていくのかということ、仕組みでいくのかということを確認することかなと思います。ほかはどうでしょうか。子どもの権利について、先ほど齋藤さんからはあったほうがいいのではないかというお話がありましたけれども、弁護士でない相川さん、どうでしょう。

## 相川(梓)委員

音声トラブルで途中聞けていなかったところがあるのですけれども、子どもの意見を表明する権利というのはとても大事だと思います。そのときに私が気になるのは、まだ意見を表明で

きない幼いお子さんの環境を、権利をどのように守っていくかという視点もしっかり考えていきたいということです。

また、例えば保育園ですとか幼稚園、もちろん親が不適切な何か保育をしてしまったときに、その声を誰がどう聞いて反映していくのかということ、どのように条文に入れていったらいいのかなというのが、いいアイデアはないのですけれども、考えたいなと思っているところです。

今後子どもが意見を表明するときに、例えば今ですとICTを活用した、GIGAスクール構想も始まりますし、ICTの使い方、子どもは毎日5時間使いたいんだと意見を表明して、大人は1時間ですよと言ったときに、では、どうするのというようなことが今後課題として出てくるだろうなと思っています。意見を聞いて納得する形でどのように子どもと話し合っていくか。そこがきちんと関係者で共有されていないと、簡単に聞いたけれどもだめだよで終わってしまうかもしれない。そのような経験を積み重ねると、結局子どもは聞いてもらえないという気持ちになってしまうと思うのですね。なので、そこを形だけ聞きましたよにしない。そのあたりをどのように権利として記載し、守れる形にしていったらいいのかなという点がすごく迷うところです。

あと、今日とても印象的だった話を共有させてください。ニュースで道路族というのがいると取り上げられていました。子どもが道路で遊んでいてうるさいと周りの大人が思っていて、それをなんと地図にマッピングして情報公開しているそうです。そのニュースの中で大変印象的だったのは、今、子どもはとても大切にされている、昔よりも。子どもが例えば何かうるさいとやっても、近所の大人は静かにしろとか、危ないって注意できないと。逆に大人は近くに子どもがいると、子どもが何かして自分が加害者になってしまうのではないかと怖がっているというようなニュースの取り上げ方がされていました。街なかで子どもが元気に遊ぶ権利というのはとても大事にしていきたい権利だと思うのですけれども、大人が静かにしてほしいと思う権利もやはりあって、対立が起こったときにどうしていくのかというのは決まりがないと思います。そこを中野区が権利条例つくりましたと言ったときに、大人側からもしかすると、そういう意味で反発が、これ以上子どもを大事にしなければいけないのかという反発が出てきてしまわないか、そのことを恐れています。できるだけ反発を受けない形で、みんながそうだよねと思えるような形で条例をまとめて、また広報するときにもその点を考慮する必要があるのかなと感じております。

最後に、子ども向けの条例のパフレットで漫画を取り入れているところが幾つかありまし

て、やはりただ平仮名にするだけとかだと、今の子どもは見ないと思うのです。なので、漫画にしてあげる。それこそ今だったらYou Tubeに動画をつくって、あなたたちにはこういう権利があるんですよと、そういう形で広報していくということも見据えて、検討していけたらいいなと思っております。以上です。

#### 野村会長

ありがとうございます。窪寺さん、いかがでしょうか。

#### 窪寺委員

皆さんが、いろいろ意見をしっかり言っているので、ちょっと気が引けてしまっているのですが、私自身このいろいろな世田谷ですとか、川崎ですとか西東京の条例を読ませていただいた中で、やはり前文と言うか、なぜこれを中野区として出していく、表記していくかという大人の宣言みたいなものはすごく大事ななと思っております。構成としてはその宣言と法令とか実行の推進とか救済という体制になると思うのですが、まずその最初の部分でメッセージを、この将来にとかに出していくかという、その中で子どもの人権というものをどう考えていくかということが伝わるような文章がいいかなと思ってます。

その中で例えば世田谷区だと「すこやかに育つこと」みたいな、ちょっと曖昧になっている、柔らかいと言えば柔らかいのですが、言葉の解釈が難しいなという気がしました。しっかり子どもについても伝わる言葉、明確な言葉で表現できたらいいかなと思ってます。

さっきの子どもの人権の一つ一つの条約については、たくさん書いていってしまうと川崎市のようにページ数も増えてしまうので、読んでいて全体の条例の中身がすごく把握しにくかったので、コンパクトでありながら言葉がストレートに伝わるというふうな構成ができればいいかなと思ってます。必要があれば子どもの人権擁護の項目は補足資料みたいな形で伝えていくというのもあるのかなという意見でおります。

#### 野村会長

ありがとうございます。粉川さん。

#### 粉川委員

今いろいろ聞かせていただいたところで、まず先生がおっしゃっていたカタログというところについては、私も載せていただきたいなと思いました。今ちょうどお話があった、なかなか長いと、よくわからなくなってしまうとか、読みづらいというのが、確かに私も若干感じたところがあるので、最初にそういうのが前文なり、カタログで宣言が幾つか、宣言じゃない、権利の種類が分かっているよみたいな感じで載っているほうが、読み進めていくうちにもすごく理解

しやすいのではないかなというふうに感じたというのがあります。

あとは子どもが読めるものもいいというふうに私も思ったのですが、そうするとやっぱりなかなか明確に、言葉が曖昧になってしまうというところがあるのではないかなというのが私は心配で、大人がしっかりやらなければいけないということは、しっかり言葉であらわされるような形にならなければいけないかなと思います。

大人の人になかなか理解をしてもらえないのではないかなというふうな心配があるというふうな発言があったのですが、ただ、権利というのがそもそも絶対に1人1人確保されていなければいけないものというふうに考えられるのかなと思うと、その心配というのが、し過ぎることもダメなのではないかなとか、その辺はどういうふうなバランスを皆さん考えていらっしゃるのかなというのはいきたいかなと思います。以上です。

#### **野村会長**

ありがとうございます。望月さん、どうでしょうか。

#### **望月委員**

僕もカタログは載せたほうが良いと思いました。そのほうがやはり子どもにとってもわかりやすいですし、ちょうどPTAの立場でもあるので先生の目線で考えると、例えば学校の道徳の授業で先生が教えることになったときに教えやすいのではないかなということは思いました。

あと、いろいろな条例を見させていただいて、各年代向けのパンフレットをつくるというのはいい方策だなと思ったのと、漫画だけではなくて絵本まで用意してアピールしているところもあったので、絵本なんかあっても面白いのではないかなというのはいりました。以上です。

#### **野村会長**

ありがとうございます。岡見さん、いかがでしょうか。

#### **岡見委員**

岡見です。よろしいですか。なかなか難しいお話で、私なんかついていけないところがあるのですが、年代別に行政から出るいろいろな冊子でも、小学生向けとか中学生向けとか、小さな冊子で出ていますので、やはりそういうことも考えていただいたほうが良いのかな。そういうのを見ると結構イラスト入りだったり、そういうことで、何の冊子かというのがあれなのですけれども、私、何種類か見たことがありますので、そういうことも考えていただければいいのかなと思っています。

それから、子どもの意見を聞くという、中学生のほうなのなのですが、中野区では地区懇談会というのがございまして、14地区、中学校校区で次世代さんなんかよくご存じだと思

まずけれども、そういう会議のときによく中学生を呼んで、テーマを決めて、意見を聞いているという会もありますので、そういうところも利用なさっているいろいろなご意見を伺ったらいのかななんて思ったりしました。そんなところです。

#### 野村会長

ありがとうございます。宮川さん、いかがでしょうか。

#### 宮川委員

宮川です。最終的な回答は人権のカタログを入れるかどうかというところなのですが、どっちがいいのかなというの、なかなか悩ましいなと思ってはいるのですが。というのは個別のカタログをつくってしまうと、その解釈をどう解釈するのかなというところが難しいなと思っていて。

例えば川崎市の子どもの権利に関する条例だと、13条に遊ぶこととか学ぶことという漠然とした遊ぶ権利があるから遊んでいいんでしょというふうにとられてしまうのもちょっと難しいなとも思うのですが、一般的な前文として、こういう趣旨に従うとなってしまうと、やっぱりお子さんたちが会議に入る。自分たちの権利に関する条例なのだということを考えると、前文で書いてしまうと、やっぱりそれが何なのかということがお子さんたちはわかりにくいだろうな、カタログにしてあげたほうがわかりやすいだろうなとは思いますが、ただ、そのカタログのつくり方もなかなかそれをどう、一緒に議論をしていかないといけないことだとは思いますが、規定の仕方が難しいなと、漠然としては今、思っています。

#### 野村会長

ありがとうございます。瀧本さん、いかがでしょうか。

#### 瀧本委員

私はカタログあっていいかなと思いました。大人にとっても子どもにとっても、人権で守られることというのがぱっと見でわかるのかなと思ったので、あっていいかなというふうに感じました。

#### 野村会長

ありがとうございます。相川弁護士、いかがでしょうか。

#### 相川委員

私自身の考えとしては、カタログは基本的にはあったほうがいいと思います。先ほど宮川さんがおっしゃったような懸念というか、あるとは思いますが、あったほうがいいかなとは思いますが、こういう点についても例えば子どもたちに聞いてみるということもあるの

かなど。審議会では両方あり得るということなのだけれども、子どもたちは、みんなはどう思いますかということ聞いてみるということもありなのかなというふうに思いました。以上です。

#### 野村会長

ありがとうございます。田谷さん、いかがでしょうか。

#### 田谷委員

私はカタログあっていいとは思っているのですが、先ほど宮川さんがおっしゃったように、限定をしてしまうことの怖さがあるので、私は逆に子どもの権利条約にのっとるのだというところで、私たちは子どもの権利条約で定められている子どもの権利を全て守るところのスタンスに立つという形で、カタログを入れずに、では、それを実現するためにどうするかというところで、私たちの努めみたいなところを書いていくのもありかなというところでは、中野区独自の考え方というのを示すならカタログ化でもいいですが、権利条約にのっとるというところでカタログ化しないというところもあるかなという気がしています。

#### 野村会長

ありがとうございます。松山さん。

#### 松山委員

先ほどカタログの話を野村さんが振ってくださったのに、違う話を私が入れ込んでしまったので、すみませんでした。カタログの件、私も田谷さんがおっしゃってくださった点にすごく賛同で、確かにイメージしやすいかもしれないけれども、原則としては子どもの権利条約で言っていること、特に一般原則で言っているようなことだよというところを言って、さっき窪寺さんがカタログ的なところは後ろのほうに参考というか、条例なのでどういう形になるかわからないですけども、附則でつけてもいいのではないかというアイデアくださったのですが、何かそういった形で、アイデアを膨らましたところはそこを見てね。でも、原則はここだよというのがちゃんと、きゅっと明確になっていたほうがいいかなと思いました。ありがとうございます。

#### 野村会長

ありがとうございます。実はカタログ載せたのは川崎が一番最初なのですよ。言うまでもなく、これ、実際に議論がありました。体制的には権利のカタログは載せる必要はないのではないかと。条約の中にいっぱい権利が書いてあって、それを今のように例えばユニセフがまとめているものもなかったですし、それをどういうふうな形で表すというのは、それは難しいし、



抜け落ちてしまうものがあったり、あるいは先ほど田谷さんが言われたように、限定してしまうものがあったりという、そういうような逆の効果があるのではないかという議論はありました。

一方で、子ども委員が参加していて、子どもたちの意見をずっと聞いていく中で、やっぱり子どもたちにとって今の川崎の子どもたちにとって、よりどころになる。あるいは彼ら彼女らが考えている権利の中身というものを等身大であらわしてみようということも、やってみたらいいのではないかというふうに、これは私が提案したのだと思うのですけれども、それでやってみました。やってみると、権利の相互間の関係というのがあって、なので、わかりにくいというお話がありましたけれども、ああいうわかりにくいものになったのかもしれない。

その意味では、権利のカタログを載せるのか載せないのかというのは、一つの選択なのかなとは思っているのと、ただ、例えば川崎の子どもの権利委員会というのを9年ぐらいやってきましたけれども、要するに検証ですね。ちゃんとやれているかどうかということを検証する中で、広報・啓発をテーマにして検証したときに、教育委員会にどういうふうに子どもの権利条例を広報・啓発しているのかという話をしたときに、教育委員会は子どもの権利条約、あるいは子どもの権利ということを経済の中で扱っていけば別に、その条約ということを経済しなくてもいいでしょというふうに言ったのですね。では、何をやっているのか、どういうことをやっているのですかというふうに見たら、結局子どもの権利条例の七つの権利ということを経済にして、子どもの権利について教育をしているのです。そうすると子どもの権利条例を広報・啓発するということなのではないのかというふうに思ったのですけれども、そんなぐらいに自然に入っているということもあって、先ほどどなたかがご指摘ありましたけれども、やっぱり先生たちが教えるときのよりどころにもなるという、そういう効果もある。そういう意味では非常に選択がある、いろいろな考え方があるし、いろいろな選択があるところかなと思います。

#### 齋藤委員

社会的養護の子どもには年齢に合わせて、『子どもの権利ノート』というものが配られておりまして、それについてはきちんと例えば施設だったり、里親だったりと一緒に見て、自分にはこういうことが権利としてあるんだよ、こういうことを言っているんだよということを確認しなければいけないということになっているんですね。

そういうところから、例えばその子のものとして1冊、1人ずつ配られているのですけれども、それはすごくやっぱり子どものほうから知るチャンスをつくれる、子どもに常にチャンスをつく

れる。自分はこういうことができるんだな、こういうことが守られるんだなという、知るチャンスをつくるためでは、子どもの権利ノートというのはすごく役に立っています。

これを子どもと議論していくというのはすごく重要だと思うのですが、例えば子どもの権利ノート今配られているのが、子どもが絵を使って表現しているというのも、すごくいいなと思います。だから、主張があるかないかと言ったら、子どもを中心に考えるのだとしたら、あり、なしではなくて、これ、あって当たり前のことなのだなと私は思いました。

### 野村会長

ありがとうございます。宿題なのですけれども、皆さんそれぞれが考える、子どもの権利のカタログを載せるとした場合に、どういうものを皆さんは挙げますかというのを次回までに考えていただきますでしょうか。それを、知恵を出し合って、どんな権利を子どもたちが意識すればいいのかということも含めて考えた上で、載せる、載せないということについては幾つか意見もありましたので、また、その先に考えるとして、仮に載せるとすればどういうものを自分であれば載せますかということ宿題にしましょうかね。よろしくお願いいたします。

時間も結構たちましたので、今日は一つ前回の復習で、事務局にも宿題を出しました。中野区の現状についてまとめてくださいという。それと条例をつくる際の標準装備について少しお話をしたのと、今権利についてのカタログを載せるとすればどういうものかということ、議論を進めてきました。

さて、前回から懸案になっている子どもの意見聴取ということで、子どもからの意見を聞くということと並行して考えていきたいというふうに考えていますが、資料の4ですかね。子どもの意見聴取ということについてあります。宿題として幾つか、宿題としてどういうふうに聞きますかということを書いてきていただいたのですが、事務局、この資料4。解説いただけますか。

### 事務局(子ども・教育政策課 子ども政策調整係)

それでは事務局のほうから資料4について説明させていただきます。資料4をご覧ください。子どもへの意見聴取についてですけれども、令和3年の3月下旬から5月下旬までの期間で実施したいと考えております。方法としましては、中野区のホームページでの意見聴取と中野区立中央図書館での企画展示に合わせて投書箱を設置しまして、意見を聴取するという2通りの方法を考えております。いずれの方法も皆様にご協力いただきながら積極的にPR活動を行って、1人でも多くの子どもから意見を聴取したいと考えております。

それと、資料6をつけさせていただいたのですけれども、昨年実施しました実態調査の自由

記述の欄を全て抜き出しまして、まとめたものになります。こちらにつきましても、一つ一つ私読んだのですけれども、子どもたちがすごく一生懸命書いてくれている内容でして、こちらも参考になる内容だなというのがありますので、子どもたちが忙しい合間を縫って一生懸命書いてくれた貴重なご意見なので、こちらもしっかりと活用していきたいと考えております。以上です。

#### **野村会長**

ありがとうございます。この自由記述については、これも多分報告書の中にまとめていくのだと思うのですけれども、差し当たり並行して何を聞いていくのかということについて、資料の4でいろいろご意見をいただいているところです。どうしますかね。

#### **事務局(子ども・教育政策課 子ども政策調整係)**

資料4の2ページ目以降が皆様から出していただいた宿題の内容になりまして、個人名は伏せさせてもらっていますけれども、マスごとに皆さんの意見を書かせていただいていますので、野村会長のほうにはどなたがどの発言、宿題を提出されたというのはお手元にあるかと思しますので、お1人ずつ、どういったことを聞いていったらいいかというところを発言していただきたいのと、あと、最終的に三つ程度に、何を聞くかというのを絞っていただければいいかなと思っています。

#### **野村会長**

皆さんから順に意見を聞く時間というのはもうそろそろなくなっているのですが、少し絞ればというふうに思っているのですけれども、一つは条約の権利の関係で言うと、先ほどどなたからもありましたけれども、一般原則にやや準じる形で少し聞ければいいかなと思っています。なので、一つはやっぱり意見表明、意見表明に関わることがあればいいかなということですかね。

それから、皆さんのご指摘の中でやっぱり居場所の話が多かったので、子ども、居場所と言って物理的な居場所もあれば、それぞれ精神的な意味での居場所ということもあるので、居場所に関することというのは、皆さんのを見ていて、あってもいいかなという、あってもではなく、あつたらいいかなというふうに思いました。

それから、というふうに思っていて、これをパラパラ見て、拝見して、4ページのところに、アンケート案というのが①②③④⑤と、結構いいかなというふうに見ていました。例えば、①あなたにとって当たり前の幸せを教えてくださいというのは、例えば、「子どもの権利って何？」というふうに言うときに、小学校なんかに行ってお話をするときには、当たり前でいられるため

に最も大事なもののなのだということで、大体始めることが多いのですけれども、そうすると、当たり前のことって何なのかということを知らせてもらおうとか。

2番目は居場所というお話があって、3番目だとかあるいは5番目というのは意見表明に関わっていて、言いたかったけれども言えなかったこととか、もうとにかくこの際だから言っちゃおうみたいな、そういうものがあるのもいいかなんていうふうに思いました。

そんな感じで、三つぐらいに絞ると言ったっけ。

**事務局(子ども・教育政策課 子ども政策調整係)**

そうですね。三つぐらいに。

**事務局(子ども・教育政策課 子ども政策調整係)**

四つでもいいです。

**野村会長**

どういう形で聞くのかというのは、今日学校の先生たちが皆さんおられないのですが、ホームページで聞くのかな。でも、ホームページでぽっと載せたからといって誰も回答してくれないと思うので、いろいろなところで多分宣伝しなければいけなくて、その宣伝方法はどんなアイデアでしたっけ。

**事務局(子ども・教育政策課 子ども政策調整係)**

宣伝方法につきましては、まだ学校の先生と話していないのですけれども、学校で配布物として配っていただくという方法ですとか、児童館で、児童館の職員に積極的に子どもたちに周知していただくという方法を考えております。プリントにQRコードみたいなものを付けてすぐにアクセスできるようにして配布することなどを検討しているところでございます。

**野村会長**

ということのようです。いずれにせよ、それがこの5月とか6月までの間にいろいろな意見がもらえればと思っているのですけれども、その意味では結構キャッチーなもので、これ書いてみようかなという、そういう気にならないと、小難しい雰囲気だと多分誰も書いてくれないので、キャッチーな言葉とともにあるといいかなというふうに思います。どうでしょう。誰かな。松山さんかな。

**松山委員**

意見聴取の方法が2択、ホームページでの聴取というところと中央図書館での投書箱というところで、理想的にはもっといろいろなやり方が担保されているといいな思っていて、やはり各委員からの資料を見ている、アンケートに即している見たい内容もあれば、やり取りの中

で生まれてくるものもある。アンケートも、例えばホームページで書くというときもオンライン環境がない人だったり、図書館まで行くのが実は遠方で、移動が難しい子どもとかもいたりするので、本当はもう少し選択肢、参加の方法の選択肢というのを広げたいなと思ったのが一つあります。

その中で、先ほど齋藤さんが独自に積極的に動かれて、一つ中学校での授業というものが実現するというので、すばらしいなと思ったのですが、もう少し参加のコミット、例えばこの感染状況を見ながらですけれども、もう少し対面型だったり、やり取りというものが生まれるような形の参加表明の場というものをつくるのが、この3月下旬から5月の下旬にかけて、委員も手を動かす形でできるのかな、やっていいのかなというところ、所感をお聞かせください。

#### **野村会長**

やれたらいいですね。どうやりますかねという。相川さんだ。

#### **相川(梓)委員**

意見表明の方法ですけれども、今中野区の区立小中学校にはGoogleアカウントが1人一つ配布されています。3月下旬には教育委員会から1人1台のGIGAスクール端末も予定されていると聞いていますので、新年度始まってすぐになるかもしれませんが、せっかくなので、そのアカウントや端末を使って、アンケートに答えていただくというのも一つのアイデアかなと思いました。それこそまた意見表明の場、直接対面するというのもGoogleのMeetという、今日のWeb会議のような場もありますので、それを生かして直接本当に声を聞く。聞きたい人には手を挙げてもらって、意見を言える場をつくるというのもできたら素晴らしいなと思いました。

#### **野村会長**

ありがとうございます。ほかに、齋藤さん。

#### **齋藤委員**

今の相川さんの発言、本当に私もそのとおりだなと思っていて、実はこの子ども会議をやるのも、本当は1月、2月、3月の3回シリーズで土曜日公開の午後にやりましょうと言ってくださった先生と一緒に希望する中学生のみ対象で、やりましょうという話をしていたのですが、また宣言が出されたということもあって、これは開催中止かなと思っていたのです。それで学校が、校長先生の判断もあって、これはすごく大切な授業だから、授業として1コマ2月に全員にやりましょうということになったのです。それをどうやって子ども同士、議論という

か対話なのかしてもらった方がいいのかと言ったときに、今学校の現場では宣言中はもちろん、班として向き合うということも許されなくて、みんな同じ方向を向いて座る、給食も前向き給食というのですけれども、そういうふうに行っている中で、対話ができない、対話がしづらいよねというので、3月のタブレットが全員配布されたタイミングでそれを、子ども会議をやる。今回Google Meetを使って1人1人が端末を使って感想を打ち込んでくれたりとかして、そのデータ自体も中野区さんにそのまま見ていただける。データとしてシェアできるというように進んでいます。

#### **野村会長**

ありがとうございます。ほかにどうでしょうか。さっき言った権利のカatalogについてもどこかのタイミングで聞ければいいです。ほかにどうでしょうか。

今のご提案も含めて聞き方については工夫をしていただいて、どんなふうになれば一番いいのかというのは、私もわからないところがあるので、せっかく端末が配られるのであれば、それを利用してというお話だと思いますので、教育委員会と関係するのか、そうでなくてもできるのかというのはわからないところがありますけれども、教育委員会のご協力が得られれば、宣伝方々いろいろな意見を聞くということもできると思うので、少し事務局のほうでご調整いただければと思います。

何を聞くのかということについてのキャッチーなものも含めて、これだけ皆さんから意見をいただいていますので、これのいいとこどりをして、多分波状的に聞いていったほうがいいんだと思うのです。1回聞いてあとずっと聞いていると多分飽きられてしまうので、次はこれ、次はこれというような形で仕組んでいければいいかなと思いますので、その点は少し事務局とも、私も含めて相談をさせていただいて、いただいた内容をうまく反映するような形で聞き取りができればと思います。大丈夫ですかね。何かほかにご指摘ありますか。

#### **子ども・教育政策課 子ども政策担当課長**

事務局の青木です。今回例えば「あなたにとって当たり前の幸せを教えてください」という質問を聞くとした場合に、理由とかというのをも併せて聞いたほうがよろしいですか。

#### **野村会長**

あってもいいと思いますけれども、あまりたくさん書くところがあるとみんな嫌になってしまうので。

#### **子ども・教育政策課 子ども政策担当課長**

そうですね。そこは難しいなと思っていました。

## 野村会長

理由があったら書いてねぐらいの、軽い感じで。

## 事務局(子ども・教育政策課 子ども政策調整係)

わかりました。

## 野村会長

理由は必ずお書きくださいというと、みんなそれだけで引いてしまう。よろしく願いいたします。

ということで、大体もう9時近くなってきましたけれども、今後のスケジュールかな。さっきちょっと触れたのもうよいかもしれませんが、こんな予定になっています。次回が3月10日ということで、今日皆さんにお出した宿題を少し取りまとめながら、子どもの権利の問題について考えることができればと思います。

それから第4回目3月30日、ここではさっき頭出しをして議論も少しありましたけれども、子どもの権利擁護に関するものということ、それと併せて条例の標準装備、どういうものを盛り込んでいったらいいのかということは、10日、31日を通じて考えていければと思っています。

それともう一つ、今回の宿題にはませんが、中野区、子どもの権利条例がなぜ必要なのかということは、やっぱり考えておいたほうがいいと思うのです。これは市長からの諮問として必要だからというので諮問されているのですけれども、やっぱり答申の中で、なぜ必要なのかということを書いたほうがいいと思うので、そこは少し考えておいていただければと思いますが、それはまた明確に宿題としてお出しすることとして、次回は権利のカタログでよいかと思います。

皆様のほうから何かございますでしょうか。松山さん。

## 松山委員

松山です。今回の資料の中でご共有いただいた、子ども・子育て家庭の実態調査の自由記述欄、本当にすばらしいなと思って読ませていただいたのですが、やっぱりすごく取組には時間とかお金とかいろいろ必要だなというものもあれば、一方で結構これ、できそうなのではないかみたいなこともいろいろあったのですね。例えば学校での名前順を特定の形にしてほしくないとか、制服を選べるようにしたいとか、置き勉、持ち帰ったりするものがとても重いので、学校に置き勉させてくれる先生とさせてくれない先生、基本的にさせてくれるようにしてほしいとか、できるようなものもあるなと思っていたのですが、中野区の中ではご検討としましては、もちろんこの委員会調査は中長期的な計画を扱っていきたいのだけれども、

対応できるところについては、どんどんアクションにつなげていきたいなみたいな話があったりするのでしょうか。

### 野村会長

どうですかね。意見は聞いたけれどもこれどうするかという問題があるのですけれども。

### 子ども・教育政策課 子ども政策担当課長

ご意見ありがとうございました。行政がアンケートをとると、とりっぱなしで、中身をこうやって見える化することも今までってあまりなかったと思うのです。今回膨大なデータの中から整理して、松山さんのおっしゃるとおり、やっぱり行政として今まで見えてこなかったものが見えてきたところというのが一部あるのかなと。なので、子どもの意見をこうやってまずは形にして整理するということがすごく大事だなというのは改めて感じました。

この意見で、我々の部署だけではなくて区全体で様々な部署があるので、そこでこういう情報を共有して、改善に生かしていくというのは非常に重要だなというのは改めて感じましたので、もう少し多分整理しないと量が膨大なもので、要点を区のいろいろな組織に対して情報提供をして、改善につながるようなこともしていきたいなど、ご意見いただいて感じましたので、そのように考えていきたいと思います。

### 野村会長

ありがとうございます。それで、別のこと思いついてしまったのですけれども、事務局としてぜひ心がけておいていただきたいことというのですかね。子どもの権利条例をつくると言ったときに、担当部署って自治体によって随分実は違って、例えば子育てのところがつくったり、あるいは政策のところがつくったり、あるいは、子育てが最近多いかな。例えば川崎なんかだと教育委員会が非常に強くコミットしていたり、川西もそうですね。もともと教育委員会改革という中で出てきて、ただしオンブズパーソンは市長の下に置くという形をとったという。だから、いろいろなこういうのがあるのですよね。

そうすると、あまり担当部署に狭くとどまってもらいたくないというのがあって、子どもの目から見ると、行政の縦割りなんていうのはどうでもいいお話なのだと思うのです。その意味で総合的なものにならなければいけない。そうすると全然関係ないと思っている部署が実は子どもにとって非常に大きく関係しているということも結構ある。

例えば、川崎で始まったときによく言ったのは、都市計画だって子どもの問題に非常に大きいですよ。例えば児童館があって、児童館の周りだけ歩道があって、そこに行くのに危なくてしょうがないと言ったら、子どもが児童館に行くという権利が保障されているとは言えない



ではないですかという話を結構したのですよね。やっぱり都市計画の中で、安全なまちづくりがちゃんとあって、ちゃんと安全に1人でも行けるというような、そういうようなまちでない  
と、子どもの権利というのは保障されていないのではないのという話を結構して、そういう意味では担当部署だけではなくて、全庁的な問題なのだとすることを、雰囲気をやっぱりつくっていただきたいと思います。

それと同時に、これは国の問題でもあるのだけれども、子どもに関する計画って多分いっぱいあるのだと思うのです。保育所の問題であったり、保育所の量的な何とかという問題であったり、あるいは子ども若者何とか計画であったり、多分法律に基づく計画というのはいっぱいあります。それは国がなぜ悪いかと言うと、国は本当に縦割りになっていて、各省庁縦割りと同時に、省庁の中の部署ですらまた縦割りになっていて、それぞれが勝手に法律をつくると言ったやや語弊があるけれども、法律をつくってよかれと思って、計画をつくらなければいけない。あるいは計画をつくるよう努めるものとするという法律をつくって、国に言わせれば、これ努力義務だから別にいいんですよとか言うのだけれども、つくった以上は公表しなさいとか、公表義務を課して、そうするとそれについて公表していない自治体はだめな自治体みたいになってしまうので、みんな一生懸命縦割りのをつくるわけです。そうすると今、子育ての分野かな。多分二つか三つかの同じ部署が、2、3人でいろいろな計画を一生懸命つくっているみたいなお話が結構ある。これは地方分権でも結構問題になっていて、例えば子どもの権利条例をつくるのでも、子どもの権利条例に基づく計画を、そういうものを全部総合してつくればいいという、今、豊島区がそうってきています。ということがあるので、そういう意味で全庁的に総合的にやるという雰囲気を部署に限らず、もちろん教育委員会も含めてつくっていただくと、この条例をつくる際の、例えばさっき計画の話がありましたけれども、やりやすくなるなどは思ったりもしています。よろしくをお願いします。

あまり時間がない中で、非常にタイトなスケジュールを示されているので、注文ばかり多くなりました。でも最終的には子どもたちの意見をどれだけ聞けるのかということが勝負になってくるので、これが片手落ちの条例というのはあまりよくないので、本当は。なので、そういう意味で並行しながら、あるいはここではこれをちゃんと聞くということをやちゃんと入れながら、短い期間でありつつもやっていければと思っています。

何かございますでしょうか。

#### 相川(梓)委員

今、野村さんがお話いただいたところで、次回の内容にもつながってくるのですけれども、

子どもたちからの意見ヒアリングの設問を三択にしてほしいというような話があったのかなと思っただけですけども、そちらの三択みたいなのは次回検討することになるのでしょうか。それとも私たち、前回の宿題ではどのような内容をヒアリングしたらいいかという感じだったので、私、手法とかまで書いてしまったんですけども、次回までに事務局にこの3問をお送りするとか、どういうふうに進めたらよろしいでしょうか。

**野村会長**

もういただいているので、これ、事務局と相談させていただいて、キャッチーなフレーズとともにこういうことにしますというのを皆さんに、ご報告の形でいいですか。

**相川(梓)委員**

ありがとうございます。

**相川(梓)委員**

相川です。設問そのものもそうですが、子どもに何のためにとるのですよという、その説明もすごく大事だと思っています。そこはどのように問われますでしょうか。「権利条例つくるからですよ」という形にされる感じですか。

相川です。設問そのものもそうなのですけども、子どもに何のためにとるのですよという、その説明文もすごく大事なんだろうなと思って、そこはどう。「権利条例つくるからですよ」という形にされる感じですか。

**野村会長**

そうですね。ありがとうございます。ほかにどうでしょう。よろしいですかね。

大体時間になりましたので、遅い時間までどうもありがとうございます。事務局のほうから何かございますか。

**事務局(子ども・教育政策課 子ども政策調整係)**

今、相川梓さんにおっしゃっていただいたことについても、事務局のほうで検討させていただいて、野村会長とご相談しながら、三つか四つぐらいに質問を絞って、皆様にご報告できればと考えておりますので、よろしくお願いします。

**野村会長**

そういう形でいければと思います。非常に忙しいスケジュールですが、どうぞ皆さんよろしくお願ひいたします。特になければこれで今日は終わりたいと思います。どうもお疲れさまでした。

午後8時57分 閉会